



生活・安全

安全で安心なまちを目指して

冬の交通安全運動

北海道では、これからの季節における凍結路面のスリップなどの事故防止や、年末に向けて増加が懸念される飲酒運転の根絶を図るため、冬の交通安全運動を実施します。

◆期間

11月13日(土)～22日(月)

◆運動の重点

①子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保

○運転手の皆さんは

信号機のない交差点や見通しの悪い交差点では、正しい位置で一時停止するなど、安全確認を徹底しましょう。

子どもの飛び出しや高齢者の横断にも対応できる、安全な速度で運転しましょう。

○歩行者の皆さんは
道路を横断する場合、横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるときは、その横断歩道や交差点で横断しましょう。

②スリップ事故の防止と全席シートベルトの着用

○運転手の皆さんは

早朝、夜間の路面凍結のおそれがある場合は、早めにスタッドレスタイヤに交換しましょう。運転感覚を夏道から冬道に切り替え、路面の状況に応じた運転を心掛け、スリップを防止しましょう。

一般道でも後部座席を含む全席シートベルト着用が義務化されています。全員がシートベルトを着用しているか確認してから出発しましょう。

【問い合わせ】
町環境政策課
生活安全グループ
☎ 73-7510

③飲酒運転の根絶

○運転手の皆さんは

後を絶たない飲酒運転は、悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔いを含め飲酒運転は絶対にやめましょう。

○同乗者の皆さんは

運転手の飲酒状況を確認し、二日酔いの状況も含めて酒気を帯びている人には、絶対に運転をさせないようにしましょう。飲酒運転同乗罪に問われる場合があります。

○酒類を提供・販売する飲食店・販売店の皆さんは

飲酒運転の悪質性や危険性、交通事故の悲惨さを呼びかけ、^{*}ハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。飲酒運転をしようとしている人を制止し、タクシーや運転代行の利用を促すなどして、飲酒運転を根絶しましょう。

※ハンドルキーパー運動とは、自動車やバイクで仲間や飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。

警察署からのお知らせ 指名手配被疑者の発見にご協力

全国の警察では、総力を挙げて指名手配被疑者の追跡捜査などを行っています。逃走中の指名手配被疑者を一人でも多く発見、検挙するためには、捜査に対する皆さんのご理解とご協力が欠かせません。

指名手配被疑者に関する情報は、どんな些細な事であっても、ためらわずに110番通報、または最寄りの警察施設に連絡をいただきますよう、よろしくお願ひします。

【問い合わせ】

栗山警察署
☎ 011-0110
北海道警察ホームページ
www.police.pref.hokkaido.jp



ごみの適正分別にご協力を

令和3年度ごみ調査結果

町民の皆さんにご協力をお願いしているごみ分別が適正かどうかを調べるため、毎年、回収したごみの中身を確認する「ごみ質調査」を実施しています。今年の調査結果を次の通りお知らせします。

◆調査概要

○回収日 9月20日(祝)～24日(金)
○実施日 10月4日(月)～5日(火)

○収集対象(無作為抽出)

家庭ごみおよび事業所ごみ

○調査ごみ総重量(新型コロナウイルス感染症対策により、例年の総重量から50%削減)

- ・炭にできるごみ 133kg
- ・炭にできないごみ 124kg
- ・プラスチック類 24kg

◆炭にできるごみ(茶色)結果

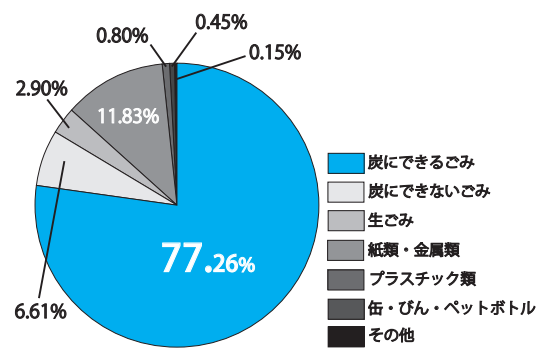
分別状況(グラフ1)は、適正分別が約77%(昨年度73%)でした。依然として不適正物の大半はコピー用紙や箱類などの「資源となる紙類」であり、分別せずに排出されると町が処理料を負担し

処分することになります。適正に分別して排出されると引取業者に売却でき、町の貴重な財源となります。「資源となる紙類」は資源ごみとして排出してください。

◆炭にできないごみ(緑色)結果
分別状況(グラフ2)は適正分別が約90%(昨年度80%)でした。主な不適正物は木類や布類などの炭にできるごみ、プラスチック類などであり、全く分別されていないものも多く見受けられます。炭にできないごみに分類される主な

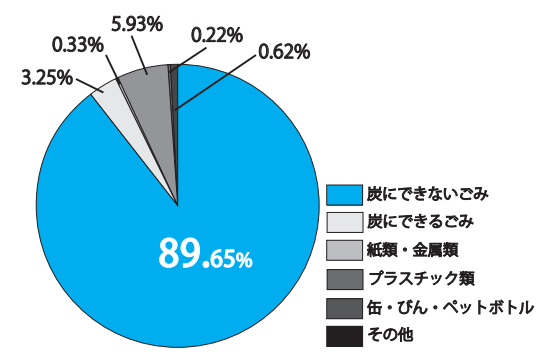
グラフ1

炭にできるごみ(家庭+事業所)



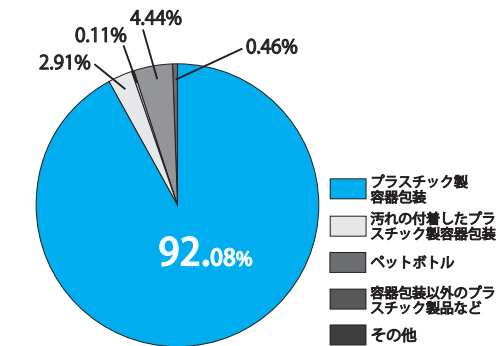
グラフ2

炭にできないごみ(家庭+事業所)



グラフ3

プラスチック類(家庭)



ものは「プラマークのない硬質プラスチック製品(おもちゃ、ざる、洗面器など)」「ゴム・ビニール・革製品」「ペット用砂」などです。

◆プラスチック類(青色)結果
分別状況(グラフ3)は、適正分別が約92%(昨年度89%)でした。主な不適正物は食材が袋から出されないままのものやソースが付いて汚れたままのプラスチック類と容器包装以外のプラスチック製品です。これらの不適正物は分別してもリサイクルができません。プラスチックのリサイクルマークの有無を確認し、中身は使い切り、汚れているものは水洗いするか、布で拭くなどしてきれいな状態で出すようお願いいたします。

◆調査を終えて

今回の調査結果では、全体的に適正分別率は上がりましたが、まだ不適正物が多く混入している状況です。その中でも例年同様「資源となる紙類」の混入が多く見受けられました。

また、プラスチック類も汚れたままのものなど不適正物が多く見受けられます。資源物は正しく排出されれば有償で売却することができ、適正な分別はごみ処理費用の低減、また、埋立最終処分場の延命化につながります。ごみ分別冊子や町ホームページで適正なごみの分別を確認し、今後とも適正な分別の徹底にご協力をお願いします。